

令2香南市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和2年10月1日

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 馴田 文雄

令和2年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和2年7月1日から7日まで

3 監査の対象事項

(1) 令和元年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目

(2) 令和元年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、児童扶養手当過誤払金等返納金、高等職業訓練給付金返納金、障害福祉医療費高額療養費返納金

高齢者介護課 … 【介護特会】介護保険料

上下水道課 … 【各特会ほか】上水道使用料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料

税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入

【国保特会】国民健康保険税

市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金

【国保特会】第三者納付金（一般分）、同（退職者分）、返納金（一般分）

【後期特会】後期高齢者医療保険料

住宅管財課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費

環境対策課	…【一般会計】粗大ごみ処理手数料
建設課（農林課）	…【一般会計】中山間地域総合整備事業分担金
農林水産課（商工水産課）	…【一般会計】水産施設使用料
商工観光課（商工水産課）	…【一般会計】天然色劇場使用料
学校教育課	…【一般会計】給食費納付金
生涯学習課	…【一般会計】社会体育施設使用料
こども課	…【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正、適切になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和元年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和元年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表

(単位：円、%)

会計区分		元年度	30年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	55,426,166	48,531,063	6,895,103	14.2
	過年	254,149,984	293,720,318	△ 39,570,334	△ 13.5
	小計	309,576,150	342,251,381	△ 32,675,231	△ 9.5
特別会計	現年	46,888,776	56,078,428	△ 9,189,652	△ 16.4
	過年	75,722,362	86,856,245	△ 11,133,883	△ 12.8
	小計	122,611,138	142,934,673	△ 20,323,535	△ 14.2
公営企業会計	現年	8,588,240	9,024,240	△ 436,000	△ 4.8
	過年	33,911,347	35,192,457	△ 1,281,110	△ 3.6
	小計	42,499,587	44,216,697	△ 1,717,110	△ 3.9
合計		474,686,875	529,402,751	△ 54,715,876	△ 10.3

令和元年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表

(単位：円、%)

会計区分	元年度	30年度	比較増減額	増減率
一般会計	26,826,986	21,107,183	5,719,803	27.1
特別会計	11,981,457	24,156,035	△ 12,174,578	△ 50.4
公営企業会計	0	49,493	△ 49,493	△ 100.0
合計	38,808,443	45,312,711	△ 6,504,268	△ 14.4

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は6,895,103円(14.2%)増加、過年度分は39,570,334円(13.5%)減少し、合計で32,675,231円(9.5%)減少となっている。特別会計では、現年度分が9,189,652円(16.4%)減少、過年度分は、11,133,883円(12.8%)減少し、合計で20,323,535円(14.2%)減少となっている。

公営企業会計では、現年度分で436,000円(4.8%)減少、過年度分で1,281,110円(3.6%)減少し、合計で1,717,110円(3.9%)減少となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は474,686,875円となっており、前年度に比べ54,715,876円(10.3%)減少しているが、看過できる状況ではない。引き続き裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は38,808,443円を計上し、前年度に比べ6,504,268円(14.4%)減少している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 個別交渉記録の整備について

債権管理において、債権を保全し、それを確実に回収するためには、債権についての記録と管理が基本である。

債権の回収を目的とした記録としては、債権の種類に応じ、債権に関する内容、債務者に関する内容及び納付記録や滞納状況等が必要であり、特に個別の交渉記録は重要である。しかしながら、個別交渉における記録と管理が不十分な課が複数で確認された。

個別交渉記録の不備は、債務者に対する法的措置をとる場合の証拠不足の原因ともなり得ることから、今後は、課内の債権管理体制を整備し、職員の意識向上を図り、債務者への交渉年月日、交渉相手、応対者及び交渉内容等の交渉に関する正確な記録と管理を行い、定期的に管理職が状況を確認するなど適切な債権管理に努められたい。

(学校教育課) 給食費納付金

(こども課) 保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料

(福祉事務所) 生活保護費返還金、児童扶養手当過誤払金等返納金、高等職業訓練給付金返納金

(2) 保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預り保育料 (こども課)

こども課は、2年続けて指摘を行っており、過年度滞納分に関しては税務収納課と連携し、不納欠損処理を行うなど改善はされている。

昨年度の措置報告では、「個別の交渉記録は、システムへの入力により担当課内で情報の共有ができるため、今後は課内での連携体制を整え、一括納付の困難な債務者へは分納による納付を促すなど法令に則った適正な債権管理に取り組むよう指導しました。」

とあったが、元年度の交渉記録についてのシステムへの入力は、今回の監査では確認できず、督促・催告は行っているものの、その後の個別の納付に関する交渉がほぼ行われておらず、課内の債権管理体制に対して危惧するものである。

(3) 生活保護返還金(戻入繰越額)、児童扶養手当過誤払金等返納金(福祉事務所)

「生活保護返還金(戻入繰越額)」に関しては、令和元年度は督促・催告を行っておらず、債権回収に対する取組がされていない。

また、「児童扶養手当過誤払金等返納金」に関しては、債務承認や不納欠損処理を行うなど、取組は改善されつつあるが、分納誓約における納付書の送付後、未納の債務者の債権に関する記録がなく、十分な債権管理が行われているとは言い難い。本債権については、令和2年度より所管課が福祉事務所から市民保険課へ移管されており、これまでの債権管理状況の引き継ぎを確実に行われたい。

福祉事務所は、昨年度も指摘を行い、所管課としては訪問等を実施、債務承認書の作成を行い、不納欠損処理を行うなど、税務収納課と連携し取組を行っている債権も確認した。しかしながら、督促・催告を行っていない債権もあり、課内で債権管理に対する取組に差がある。

昨年度の措置報告書では、「職員の債権管理に関する知識の向上を図り、債権の回収状況の進捗を定期的に確認する。」とあったが、前記のことから、所管の全ての債権に関する定期的な確認が行われていたのか疑問である。

(4) 債権管理体制について（こども課）（福祉事務所）

地方自治体の管理する公金債権については、元々、福祉的な行政目的によるものもあり、保全措置も難しく、回収困難に至る可能性が相対的に高い債権もある。

また、債権管理だけが自治体の本来的な業務でない部署もあり、人員配置の限界もあって定期的な人事異動があるために職員の専門化も難しい状況であり、こども課及び福祉事務所については、以上の様な状況下であるのではないかと考える。

しかしながら、公金債権は市民から付託を受けた「公の財産」であり、債権管理は公平かつ合理的・能率的に行わなければならない、その取扱いには、公平性・平等性が確保されなければならない。また、その管理にあっては、法令を遵守することが求められる。

今後は、課内での債権管理における連携した管理体制を整え、職員の債権管理に関する知識向上を図り、徴収に対する具体的な計画を立て、目標をもって継続的な債権管理に取り組みたい。

債権の徴収業務については、税務収納課を中心に各課の担当者が連携して、徴収業務の勉強会を行っており、その結果、債権の管理方法についてスキルアップが図られている。特に本市の160余りの債権について、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の種類別に分類したことは、債権の種類によって滞納処分や消滅事由など管理方法に相違があることから、本市の有する数多くの債権について、種類を正確に分類したことにより、今後の徴収業務の成果に繋がるものと思われる。

滞納者に関する情報を実施機関内部で共有し、相互利用することが可能になったことにより、これまで債権によっては調査権がないため徴収がスムーズに出来なかったことが、この情報共有により改善され、勉強会の継続と情報共有の積極的な活用により、収入未済額の減少、公平公正な徴収及び管理業務に邁進されたい。

また、税務収納課収納係では、以前より公債権の回収業務、滞納整理の専門部署として弁済困難者に対する相談業務等を実施しており、相談者の生活困窮度や健康状況によっては各課の支援施策への誘導を行っている。実際に支援に結びつかない場合でも、市民の生活再建という視点を持って滞納整理に当たることは重要であり、市民目線の対応を評価するものである。市民生活の安定が長期的な納付意欲の向上に繋がることから、更に関係各課と連携し、継続されたい。